奈良文化財研究所から開示された年輪年代関連データの評価

日本古代史ネットワーク　丸地三郎・清水徹朗　（発表者：丸地）

0.　経緯　：　２０２１年７月、民間の任意団体である日本古代史ネットワーク（略称：古代史ネット）は、独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所（略称：奈文研）に対し、「年輪年代法に関する情報公開請求書」を提出したが、これは拒絶された。　これを受け、古代史ネットは２０２２年１月に東京地方裁判所に提訴。２０２５年１月に結審が行われ､裁判所から年輪年代法に関わるデータの開示命令が出された｡この命令に基づき、同年５月にデータは開示され、古代史ネットのホームページで公開された。

1.　情報公開請求の背景　：　奈文研の光谷氏（当時）は、年輪年代法により古代の遺跡・遺物の年代測定結果を継続的に発表してきた。しかし、発表された年代は、考古学者の推定や文献資料による年代と異なるケースが少なくなかった。考古学者は奈文研の発表をそのまま受け入れ、古代史の年代を古い方へ変更した。一方で、光谷氏の発表には基礎データが示さないため、民間の古代史研究者から疑問の声が上がったが、光谷氏は情報開示を拒絶し、測定年代の発表を継続した。このため、古代史ネットは、情報公開請求、そして訴訟という法的な手段をとり、データ開示を求めた。

2. 裁判結果と開示データ　：　裁判の結果、岡田裁判長は「多くの研究者が科学的見地から検証を加えることは､学問的な発展に不可欠」と指摘し､奈文研にデータ公開を命じた。請求されたデータのうち､一部は奈文研に所有権がないとして開示対象から除外されたが、年輪年代法の数値データは同年５月に開示され、６月には古代史ネットのホームページ上で公開した。再検証の材料としては不十分ではあるが、開示されたという点では、正しい年代を必要とする古代史の研究者にとって、重要な一歩が始まったと言える。

3. 開示データの検討と評価　：　公開された数値データを複数の方が検討した結果、計測対象の年輪幅データを暦年標準パターンと照らし合わせた結果は、光谷氏が発表してきた年代に沿うものと判明した。しかし、その後、暦年標準パターンが発表された雑誌記事中のグラフと合わないことが判明した。そこで､奈文研が発行した書籍『年輪に歴史を読む』に記載された暦年標準パターンＡのグラフや、法隆寺五重塔心柱の年代計測の例など７例について比較検討を行い、下記の結果を得た。

		調査試料	暦年標準パターン
1	暦年標準パターンA		パターンA:書籍と不一致
2	法隆寺五重塔心柱	書籍と一致　/　∴	パターンE:書籍と不一致
3	纒向石塚板材	書籍と一致	パターンE:書籍と不一致
4	勝山池板材	書籍と不一致	パターン補足:書籍と不一致
5	法隆寺五重塔雲斗		パターンE/木曽/D: 書籍と不一致
6	東大寺法華堂通肘木		
7	室生寺五重塔心柱		
	∴　法隆寺五重塔心柱:光谷氏の年輪巾データは小原二郎氏の測定結果と相違		

年代調査試料の年輪巾データに関しては、２件が発表値と一致したが、１件は一致しなかった。さらに、暦年標準パターンに関しては、全件で不一致が確認された。従って、再検証の目的で公開を要求し、公開された年輪データではあるが、残念ながら、再検証には不適切と判断している。

4. 意見交換のお願い　：　このグラフによる検討と判断が適切であるかについて、樹木年輪研究会の皆様からのご意見をいただきたい。また、今後、奈文研側の判断についても、伺いたいと考えている。

以上

添付図

１．　ヒノキの暦年標準パターンＡ　書面から取り出したグラフ 100 年分の図 3 枚（上図）と数値データから作成したグラフを重ねた図（下図）

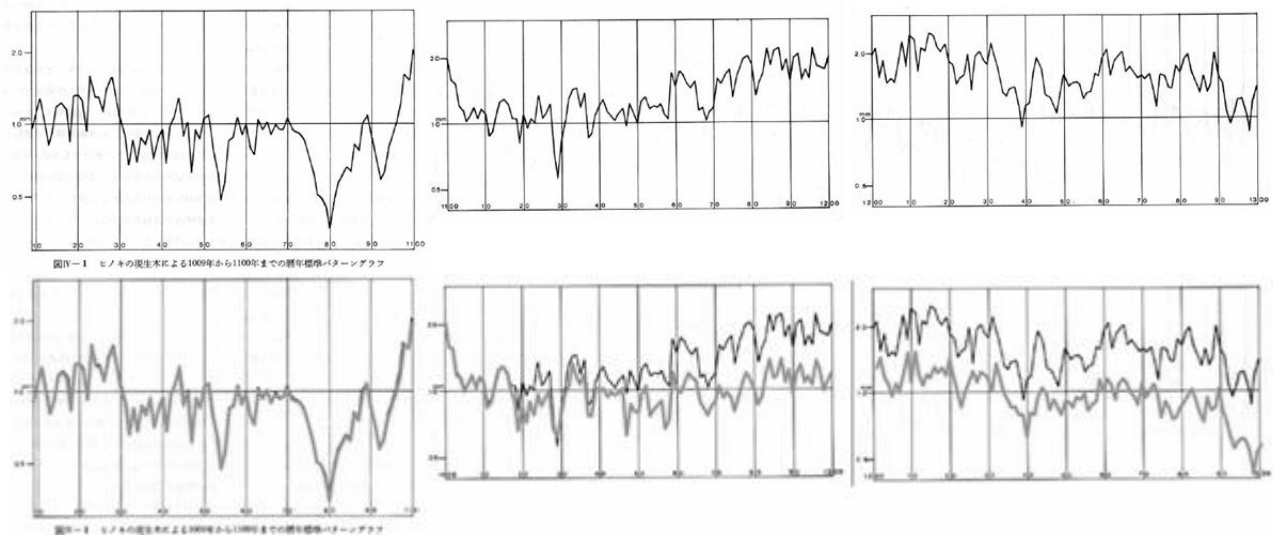

２．　暦年標準パターンＥと法隆寺五重塔心柱パターン　書面と数値データの対比

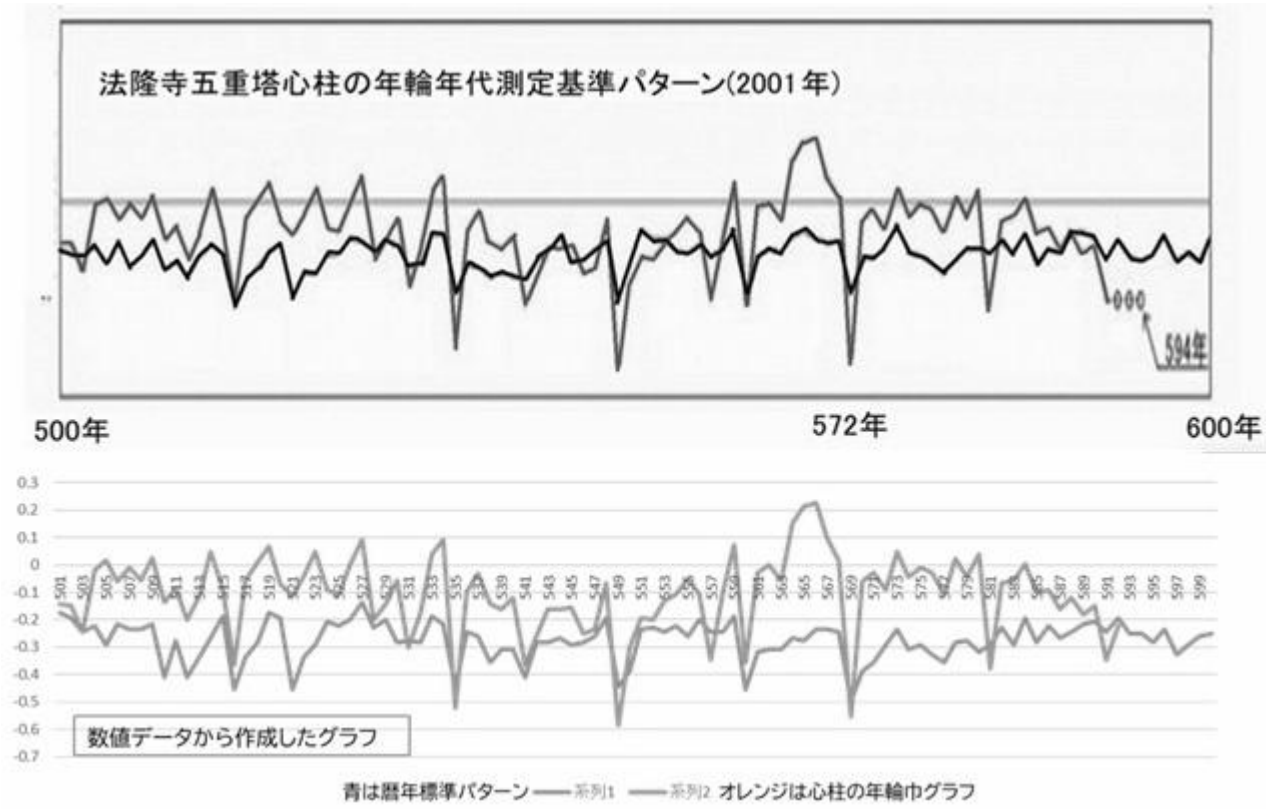
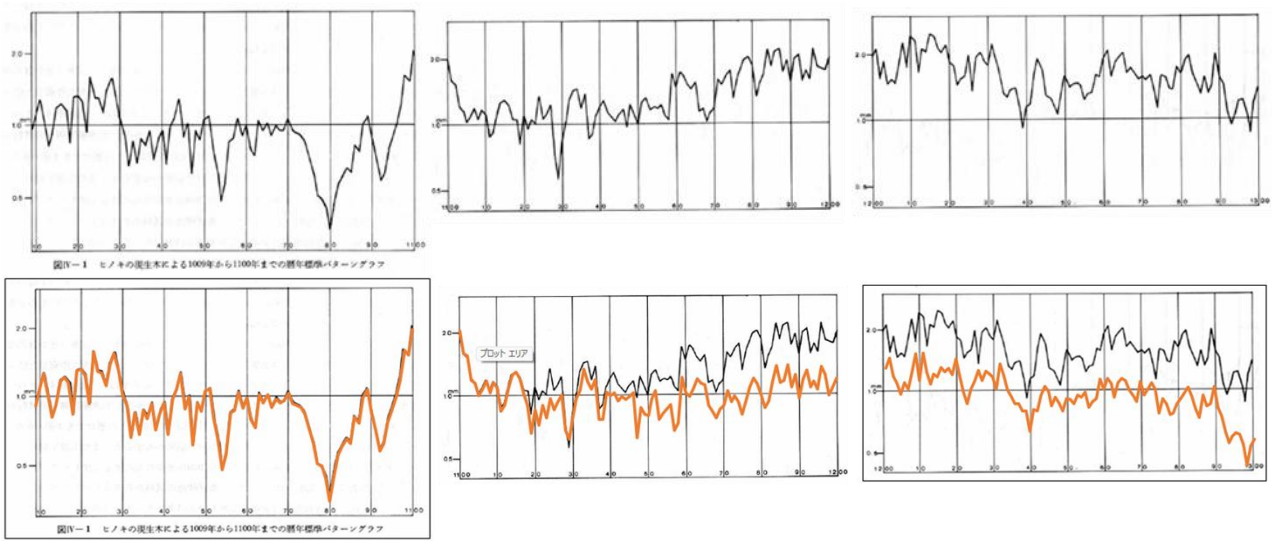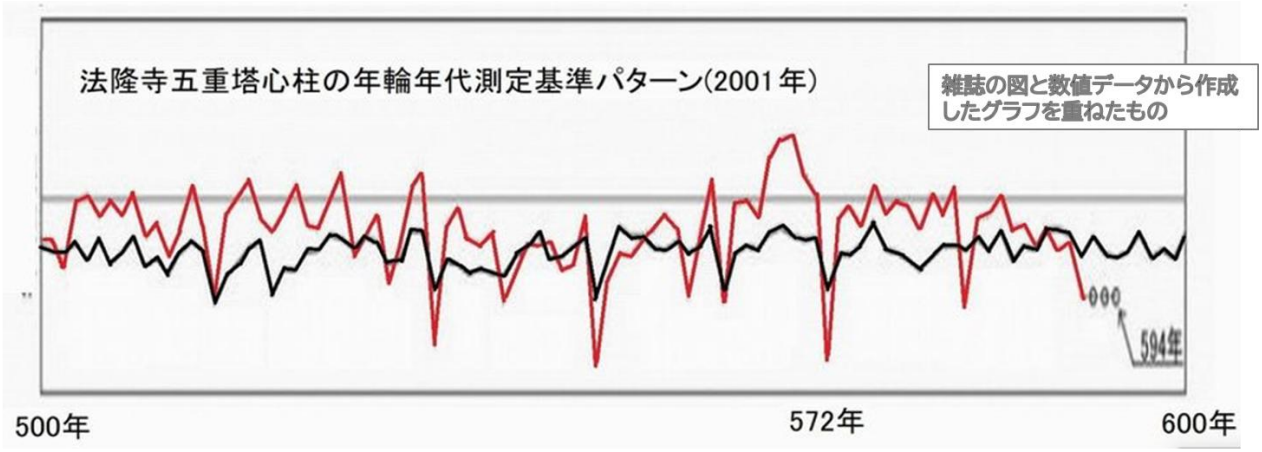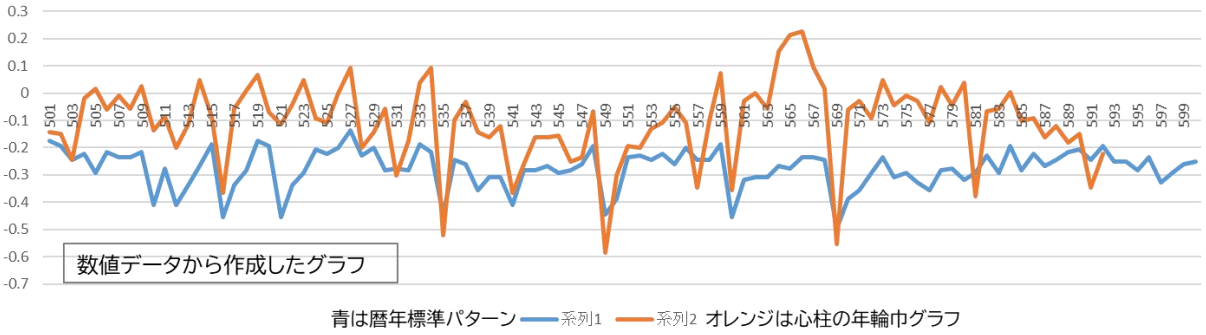
添付グラフと表のカラー版を下に追記します。